

名古屋市健康保険組合の解散に伴い、名古屋市職員共済組合の職員となる者の身分取扱に関する規程

(平成20年11月28日)
(名古屋市職員共済組合規程第7号)

(目的)

第1条 この規程は、平成20年11月30日に現に名古屋市健康保険組合又は名古屋市職員互助会（以下「健康保険組合等」という。）の職員であって、平成20年12月1日（以下「引継日」という。）に引き続き名古屋市職員共済組合（以下「共済組合」という。）に採用した職員（以下「引継職員」という。）の身分取扱に関する特例を定めることを目的とする。

(初任給)

第2条 引継職員が適用を受ける職務の級は、その者が健康保険組合等において引継日の前日に現に格付けされていた職務の級に相当する職務の級とする。

2 前項に規定する職員の号給は、その者が健康保険組合等において引継日の前日に現に支給されていた給料月額に相当する前項により格付けられた職務の級における給料月額（それに相当する額の給料月額がないときは、その額の直近上位の給料月額）の号給とする。

(昇格又は昇給期間計算の起算日)

第3条 引継職員の職務の級を引継日以降最初に昇格させるために必要とする期間計算は、その者が引継日の前日において現に格付けされた職務の級となった日、引継職員の号給又は給料月額を引継日以降最初に昇給させるために必要とする期間計算は、その者が引継日の前日において現に受けていた号給又は給料月額を受けた日をそれぞれ基礎として計算する。

(期末手当及び勤勉手当計算の基礎)

第4条 引継職員の引継日以降最初に支給される期末手当及び勤勉手当のそれぞれの計算の基礎となる在職期間は、その者の引継日前に引き続き健康保険組合等に在職した期間を共済組合に在職した期間とみなして計算する。

(勤続期間の取り扱い)

第5条 引継職員の勤続期間が要件となる身分扱いにおけるその者の勤続期

間は、その者が健康保険組合等に採用された日を共済組合に採用された日とみなして取り扱う。

(勤務実績等の取り扱い)

第6条 引継職員の勤務実績等が要件となる身分取扱いにおいて、当該取扱いの勤務実績等判定期間が、その者の引継日前に引き続き健康保険組合等に在職した期間に及ぶ場合には、その者の当該健康保険組合等在職期間中の勤務実績等を共済組合の勤務実績等として取り扱う。ただし、これにより他の職員と著しく均衡を失することとなる場合においては、必要な調整をすることができる。

(休暇等)

第7条 引継職員に付与する休暇及び職務に専念する義務の免除等の日数等については、その者が引き続き健康保険組合等に在職した場合に付与される日数等と同様とする。

(未払いの給与)

第8条 引継職員のうち名古屋市健康保険組合在職中の勤務に対する給与で未払いのものは、共済組合で支給する。

(給与改定)

第9条 引継職員の平成20年度における給与改定は、その者が健康保険組合等在職中に受けた給与を共済組合から受けたものとみなして、名古屋市職員に準じて実施する。

(委任)

第10条 この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。